

家庭やオフィス、工場など使用している
一般照明用の**蛍光灯**は
2027年末までに**製造・輸出入禁止**
になります

※1
蛍光灯
の種類



電球形蛍光灯 ※2



コンパクト形蛍光灯



直管形蛍光灯 ※2



環形蛍光灯 ※2

製造・輸出入
禁止の開始日

2026年1月1日

2027年1月1日

2028年1月1日

2028年1月1日

※1 蛍光灯は通称「蛍光灯」「蛍光管」とも呼ばれます。

※2 電球形蛍光灯のうち 30W を超えるものは 2027 年 1 月 1 日から禁止されます。

直管形蛍光灯及び環形蛍光灯のうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは、
2027 年 1 月 1 日から禁止されます。



蛍光灯からLED 照明への計画的な交換をお願いいたします



品番の例

蛍光灯の品番は「F」か「EF」で始まるものが多いです
(※海外製品などでは異なる場合もあります)。

蛍光灯かどうか分からない場合は、
蛍光灯の販売店またはメーカーにお問合せください。

⚠ 蛍光灯の使用・販売・購入は禁止されません。

⚠ 廃棄方法について

ご家庭の場合 お住まいの自治体のルールに従って
分別・排出してください。

オフィス、工場の場合 廃棄物処理法などの関係法令に従って
適正に処理をしてください。